

インドビジネスニュース

インド駐在員の駐在時・帰任時の留意事項（帰任時編）

2025年3月

1. はじめに

外務省「海外在留邦人数調査統計」によるとインド在留邦人は2019年～2023年の過去5年間で約8,000～10,000人で推移しています。同期間の在留邦人数の上位2か国の米国と中国であり、それぞれの在留邦人数が米国は約414,000～444,000人、中国は101,000～116,000人で推移しています。上記の在留邦人数からインドの日系企業の駐在員は米国や中国へと比べて、各社単位でも少人数であることが想定され、所属する会社のサポート体制次第では、十分な情報が無いままに駐在が開始する可能性があります。この情報不足を補うために駐在員がインド駐在員の駐在時・帰任時の留意事項を駐在時編と帰任時編の2回に分けてニュースレターとして配信することとしました。

2. インド出国前の手続について

(1) 所得税の納付証明書（Income Tax Clearance Certificate : ITCC）取得

インド駐在員は駐在終了後にインドを離れる際にITCCを税務署から取得する必要があります。ITCCは、各個人がインドで必要な税金を納付済みであり、税務署への未納の各種税金がないことをインド税務当局から確認することを目的としています。また、ITCCを取得するための必要書類には、出国後にインドで発生する可能性のある従業員の納税義務に対応するために雇用主が提供する補償も含まれます。

税務当局からのITCCがない場合（必要な場合）、税務当局は入国管理局に対し、ITCCを取得しない限り、陸路、海路、空路によるインド出国を禁止するよう指示することができます。

(2) FRRO¹登録の取り下げ

インドを出国しようとする外国人は、以下のいずれかの場所で登録証明書を取り下げる必要があります：

- A) 登録地の登録担当官、又は出国しようとする地の登録担当官。
- B) 最終出国時の出国港/検問所の入国審査官。

¹FRRO（Foreigners' Regional Registration Office）とは、外国人地域登録局を指し、インドで外国人が滞在する際に登録する機関です。

(3) 携帯電話のSIM契約

金融機関や所得税申告サイト等の各種登録先 Web サイトへアクセスに携帯電話に配信される OTP(One Time Password)が必要となることがあります。各種登録先の事務手続を適時に実施出来るようにインド出国後から1年程度は携帯電話契約を継続することを推奨します。

(4) アパートの解約

アパートを駐在員名義で契約している場合は、帰任前に各個人がアパートの解約をする必要があります。アパートの解約時には、賃貸契約書に記載のロックインピリオド²やノーティスピリオド³に留意する必要があります。

²ロックインピリオドとは、契約の最低保証期間のようなものであり、初回の契約の際は11ヶ月と規定されているケースが多いです。仮に、ロックインピリオドの期間内にアパートを解約する場合は、残りの期間の家賃を支払う契約となっている場合があるため注意が必要です。

³ノーティスピリオドとは、解約前の事前通知の期間を意味します。インドの賃貸契約では、アパートオーナーに対して、何ヶ月前までにはアパートの解約をする旨を伝えなければいけないという事を規定しています。標準的な契約の場合、ノーティスピリオドは1ヶ月と規定されていることが多いようです。

(5) 日本人会の退会届及び在留届の解除

駐在時にお世話になった方々との関係は駐在員にとってかけがえない財産です。退会届と帰国後の連絡先を通知しましょう。また、在留届は外務省のサイトにアクセスし、登録解除が必要となります。

(6) 銀行口座

インド駐在時の開設したインドローカル銀行の個人口座は、駐在員期間の終了後にビザの失効と併せて凍結されるのが一般的です。銀行口座をどのように管理していくかは各駐在員の置かれた状況により異なります。各個人がメリットとデメリットを比較しながら決定されることを推奨します。

	メリット	デメリット
銀行口座の解約	・解約時の口座残高全額を回収できる。	・帰任後に確定する税務の還付や金利等が受け取れない。 ・解約手続を行う必要がある。
銀行口座の継続	・数年後にインド駐在が予定されている場合などは次回の駐在時の銀行口座開設手続が不要となる。 ・税金の還付や帰国後の金利の受取りがある場合はそれらが回収できる。	・口座にまとまった残高があり、利息収入が30万ルピーを超える場合はインドで確定申告が必要となる。 ・凍結されるので残高が下ろせない。
非居住者口座への変更(Non Resident Ordinary 口座)	・帰国後に残高を日本の銀行口座へ送金出来る。 ・インド口座の利息を享受できる。 ・税金の還付や帰国後の金利の受取がある場合はそれらが回収できる。	・まとまった口座残高があり、利息収入が30万ルピーを超える場合はインドで確定申告が必要となる。 ・NRO 口座からの海外送金は、1会計年度当たり USD 1million の上限がある。 ・NRO 口座への切替手続が必要である。

2023年10月1日以降は一会計年度に70万ルピーを超える送金をした場合、超過金額分の送金額について、送金額の20%が源泉徴収されます。帰任時期が合理的に予想できる場合は計画的に口座残高を調整されることが望ましいです。

なお、日本の銀行口座が海外駐在時に住所変更されていない場合は、ご自身のインドの銀行口座からの送金であっても受け取れない可能性がありますので、日本の銀行口座の住所変更も忘れずに実施ください。

3. 帰任後に税務申告が必要な場合

本ニュースレターの駐在時編でも触れていますが、駐在員のインドにおける納税義務（課税居住者資格）は当該年度及び過去10年間のインド滞在日数によって決まります。インドにおける原則的な個人所得の確定申告書の提出期限は対象税務年度の翌年の7月31日であり、帰任者の多くは駐在最終年の確定申告についてはインド国外から行うこととなります。

一般に駐在員の場合は給与所得が念頭に置かれますが、インド滞在日数とは無関係にインド源泉所得（金融、不動産所得等）がある場合は課税対象となります。また、RORは全世界所得が課税対象となるので、日本で不動産及び金融所得がある場合はそれらも含めて申告することとなります。

近年は各国の税務当局はいずれもIT技術の発展により各個人の資産及び納税データ等の把握が進んできています。それと並行して、租税条約を締結している国の間ではこれら各個人の情報の共有も同様に進んできており、正確な申告が望まれます。

(1) 帰任年度の確定申告について

通常の駐在員と同様に、各課税年度末に、その年の課税所得が30万インドルピー（新税制）を超える個人は、所得税申告書を提出する必要があります。異なる点は、確定申告の期限（7月31日）に本人がインドで居住していないため、駐在先であった会社や個人で契約した税務専門家に税務申告を依頼する必要があります。

(2) インド非居住者であるがインド源泉の所得がある場合

30万インドルピー以上のインド源泉の不動産、利息及び各種金融所得がある場合は居住ステータスと無関係に確定申告が必要となります。上記の帰任年度の確定申告と同様に、本人がインドで居住をしていないため、第三者に税務申告を依頼する必要があります。

(3) 所得税申告義務違反の罰則について（駐在時編の再掲）

所得税法に基づく確定申告書の提出及び税金の納付を怠った場合、以下の罰則が適用されます：

- A) 確定申告書の提出が遅れた場合、5,000ルピーの罰金が課されます。
- B) 納税遅延/不足に対する利息：確定申告書の提出期限又はそれ以前に申告書を提出しなかった場合、又は税務当局通達に応じて申告書を提出しなかった場合、1ヶ月又は1ヶ月の一部につき1%の単利が以下の方法で計算されます。
 - 申告書が提出された場合：期限日の翌日から申告書の提出期限まで
 - 申告書が提出されない場合：期限日の翌日から審査終了日まで
- C) 前納税の不履行に対する利息：納税者が納付した前払税額が、賦課された税額の90%に満たない場合、納税者は、その会計年度の翌年4月1日から、税務当局による所得申告または査定が行われる日まで、1カ月または1カ月の一部につき1%の単利を支払う義務があります。
- D) 前払税の延納に対する利子：前納税を四半期ごとに所定の分割払いで納付しなかった場合、納税者は、申告された所得に対する不足税額に対し、3ヶ月間1%の単利を支払う義務があります。直前四半期については、申告所得に対する不足税額に対して1%の単利が課されます。

- E) 所得申告書を提出しなかった場合の罰金：申告者が当該評価年度の終了前に所得申告書を提出しなかった場合、評価官は当該申告者に対し、5,000 インドルピーの罰金を課することができます。
- F) 確定申告書の未提出は、所得の過少申告と解釈され、過少申告された所得に対して、納付税額の 50%までの罰金が課されます；
- G) 従業員の給与から差し引かれた源泉所得税を中央政府に納付しなかった場合、罰金とともに 3 ヶ月から 7 年の懲役が科せられます。

また、ブラックマネー法（Black Money Act, 2015）に基づく罰則も以下の通り適用されます：ブラックマネー法（2015 年）に基づき、国外所得及び国外資産に関する税務申告を行わなかった場合、または税務申告書に国外資産を開示しなかった場合、100 万インドルピーの罰金が適用されます。ただし、国外資産（不動産を除く）の価額が 200 万インドルピーまでの場合は、上記の罰則規定は適用されません。

4. 終わりに

本ニュースレターでは、日系企業のインド駐在員の駐在時・帰任時の留意事項として、帰任時の留意事項を中心に解説をしました。冒頭に記載したとおり、インド在留邦人は米国や中国と比較すると少数であり、出向元のサポートが十分でない又は駐在員自身が十分な情報が無いままに帰任をする可能性があります。そのような状況の駐在員に対する準備や備えの一助となればと思います。

執筆

白砂 克平（しらすな かつへい）

公認会計士

2023 年、太陽有限責任監査法人より Grant Thornton・インドニアに出向、ジャパデスクを担当。

東京都出身。

Katsuhei.Shirasuna@in.gt.com

Grant Thornton・インドニア

Grant Thornton・インターナショナル加盟事務所。監査・保証業務、税務業務、アドバイザー業務のフルライン専門サービスを提供。金融・自動車・メディア・ヘルスケア・不動産・消費財に強みを持つ。インド国内 13 都市 17 事務所、約 9,000 名の専門家を有する。

URL : <https://www.grantthornton.in/ja/services/growth/global-expansion/india-japan/>

◆◇ 発行情報 ◇◆

インド愛知デスク

■発行元

2024 年度インド愛知デスク運営業務受託者：松田綜合法律事務所（担当：弁護士 久保達弘）

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号 大成大手町ビル 10 階

TEL: 03-3272-0101（代表） FAX: 03-3272-0102

URL: www.jmatsuda-law.com

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。

aichidesk@jmatsuda-law.com